

新 旧 対 照 表

別紙

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>様式三 配当、剰余金の分配、金銭の分配及び基金利息の支払調書合計表</p> <p style="text-align: center;">(様式省略)</p> <p>記載要領</p> <p>1～5 (省略)</p> <p>6 「非課税分」欄及び「非課税又は免税分」欄には、所得税法第11条(公共法人等及び公益信託等に係る非課税)、所得税法第176条(信託財産に係る利子等の課税の特例)第1項若しくは第2項、<u>所得税法第177条(完全子法人株式等に係る配当等の課税の特例)</u>、<u>所得税法第180条の2(信託財産に係る利子等の課税の特例)第1項若しくは第2項</u>、租税特別措置法第9条の4(特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例)若しくは租税特別措置法第9条の5(公募株式等証券投資信託の受益権を買い取った金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収の特例)の規定により非課税とされたもの又は租税条約に基づき課税の免除を受けたもの(外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の非課税に関する規定により非課税とされたものを含む。)について記載する。</p> <p>7、8 (省略)</p>	<p>様式三 配当、剰余金の分配、金銭の分配及び基金利息の支払調書合計表</p> <p style="text-align: center;">(同左)</p> <p>記載要領</p> <p>1～5 (同左)</p> <p>6 「非課税分」欄及び「非課税又は免税分」欄には、所得税法第11条(公共法人等及び公益信託等に係る非課税)、所得税法第176条(信託財産に係る利子等の課税の特例)第1項若しくは第2項、所得税法第180条の2(信託財産に係る利子等の課税の特例)第1項若しくは第2項、租税特別措置法第9条の4(特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例)若しくは租税特別措置法第9条の5(公募株式等証券投資信託の受益権を買い取った金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収の特例)の規定により非課税とされたもの又は租税条約に基づき課税の免除を受けたもの(外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の非課税に関する規定により非課税とされたものを含む。)について記載する。</p> <p>7、8 (同左)</p>

改 正 後

改 正 前

様式四十八 教育資金管理契約の終了に関する調書合計表

様式四十八 教育資金管理契約の終了に関する調書合計表

令和 年 月 日提出		令和 年 月 分 教育資金管理契約の終了に関する調書合計表	処理事項 ※	通信日付印 ※	検 収 ※	整理簿登載 ※	○平成28年1月1日以後提出用
税務署長 殿	提 出 者	所在地 電話 (- -)	所轄税務署名	調書の提出区分 新規=1、追加=2 訂正=3、無効=4		整理番号	
	フリガナ 取扱金融機関の 営業所等の名称	法人番号	作成担当者	作成税理士 署 名	税理士番号 ()	電話 (- -)	
提出事由		提出枚数	(摘要)				
租税特別措置法第70条の2の2 第16項第1～3号に規定する事由		枚					
租税特別措置法第70条の2の2 第18項第4号に規定する事由		枚					
租税特別措置法第70条の2の2 第18項第5号に規定する事由		枚					
合 計		枚					

(注) 平成27年12月分以前の合計表を作成する場合には、「法人番号」欄に何も記載しないでください。 (用紙 日本産業規格 A4)

令和 年 月 日提出		令和 年 月 分 教育資金管理契約の終了に関する調書合計表	処理事項 ※	通信日付印 ※	検 収 ※	整理簿登載 ※	○平成28年1月1日以後提出用
税務署長 殿	提 出 者	所在地 電話 (- -)	所轄税務署名	調書の提出区分 新規=1、追加=2 訂正=3、無効=4		整理番号	
	フリガナ 取扱金融機関の 営業所等の名称	法人番号	作成担当者	作成税理士 署 名	税理士番号 ()	電話 (- -)	
提出事由		提出枚数	(摘要)				
租税特別措置法第70条の2の2 第14項第1～3号に規定する事由		枚					
租税特別措置法第70条の2の2 第14項第4号に規定する事由		枚					
租税特別措置法第70条の2の2 第14項第5号に規定する事由		枚					
合 計		枚					

(注) 平成27年12月分以前の合計表を作成する場合には、「法人番号」欄に何も記載しないでください。 (用紙 日本産業規格 A4)

記載要領

記載要領

- 1、2 (省略)
- 3 「提出枚数」欄には、この合計表とともに提出する調書の枚数を租税特別措置法第70条の2の2第16項各号に規定する提出事由ごとに区分し記載する。
- 4 (省略)

- 1、2 (同左)
- 3 「提出枚数」欄には、この合計表とともに提出する調書の枚数を租税特別措置法第70条の2の2第14項各号に規定する提出事由ごとに区分し記載する。
- 4 (同左)